

長に提出すること。

③ 普通地方公共団体の長は、会計管理者に事故がある場合において必要があるときは、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員にその事務を代理させることができる。

正

③ 普通地方公共団体の長は、会計管理者に事故がある場合において必要があるときは、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員にその事務を代理させることができる。

※1項(特別の定)(資金前渡職員の行う現金の支払) 本法三三三の五2・(指定金融機関の収納支払事務) 本法三五・自治令一六八〇一六八の五・(公営企業に係る出納) 地公企法九口号・二七・二八・(公金に関する郵便振替) 郵振法五八、2項1・3号・現金・有価証券の出納及び保管 本法二三五〇二五五の五、2号・小切手振出 本法二二三の六、4号・物品(基金に属する動産を含む)の出納及び保管 本法三三九・二四一、6号・支出負担行為 本法三三三の三、7号・決算 本法二二三、153項

「会計管理者等の賠償責任」 本法二四三の二、「補助機関である職員」 本法一六〇一七二

【通知】「使用中的物品」には、占有動産(令一七〇の五)は含まれない(昭三八・一二・一九自治行発九三)。

- * 使用に供し得る状態にある物品も使用中の物品に含まれ、使用中の物品については、その責任を定めておくことが適当である(同右)。
- * 使用中の物品の最終的な責任者は、使用職員を指定した場合を除き、知事である(同右)。
- * 使用中の物品も財産であるから、出納長が記録管理するものである(同右)。
- * 購入した物品を直ちに使用させる場合又は使用

品の物品を不用と決定して直ちに売却するときも出納長の出納を通じて行なうべきである(同右)。

* 使用中の物品については、使用職員が保管責任を有する。また教育委員会が管理する教育財産には、物品は含まれない(同右)。

* 基金である預金の名義は、地方公共団体の名義でその取扱者(責任者)は出納長(収入役)(現行法では会計管理者)である(同右)。

【実例】国庫から市町村へ交付する補助金の受領につき当該市町村の収入役(現行法では会計管理者)が銀行に委任した場合においても、その支出官が被委任の銀行へ直接支払を行なうことはできない(昭二六・九・二〇自治行発二八三)。

* 基金および公有財産に属する株券の名義は地方公共団体名義とし、その取扱いは長の通知により収入役(現行法では会計管理者)が出納および保管をすることになる(昭四〇・一一・三〇自治行一四一)。

【判例】町村の収入は、本条により収入役(現行法では会計管理者)においてこれを受領し及び支出の責務を有す。従つてその間における保管は収入役の責任に属す(明三三・一二・一八行裁)。

* 町村の収入を受領する権限は収入役(現行法では会計管理者)に一任されているから借入金金の受領のごとき収入の受領にすぎない事項は、町村収入役がこれをなすべきものと町村長の職務権限に属するものでない(明三六六審院)。

* 町村ノ収入ヲ受領スル権限ハ其収入ノ種類如何ヲ問ハズ収入役(現行法では会計管理者)ニ專屬スルモノトス從テ町村消費貸借ヲ為サントスル場合ニハ収入役ニ於テ其借入金ヲ受領スルニ非サレハ貸借ノ効力ヲ生セス(明三九・九・四大審院)。

(出納員その他の会計職員)

第七十一条 会計管理者の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。ただし、町村においては、出納員を置かないことができる。

② (平一八法五三本項中改正)

② 出納員その他の会計職員は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

③ (平一八法五三本項中改正)

③ 出納員は、会計管理者の命を受けて現金の出納(小切手の振出しを含む)。若しくは保管又は物品の出納若しくは保管の事務をつかさどり、その他の会計職員は、上司の命を受けて当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

④ (平一八法五三本項中改正)

④ 普通地方公共団体の長は、会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させることができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。

⑤ (平一八法五三本項中改正)

⑤ 普通地方公共団体の長は、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、規則で、必要な組織を設けることができる。

⑥ (平一八法五三本項中改正)

⑥ 補助機関である職員 本法一六一〇一七〇三項(会計管理者の職務代理) 本法七〇

3、「地方公営企業の出納員及び現金取扱員」
 地公企法二八、「会計事務」
 本法一七〇・一・二、
 一四五項「会計職員」の賠償責任
 本法二四三の二、

【通知】 出先機関に独立の出納機関を置くことができない場合、出先機関の特定職員（たとえば次長）に出納員を兼職させる必要がある（昭三八・一二・一九日行発九三）。

* 出納員その他の会計職員は、個々に任命するものがたてまえである（同右）。

* 高等学校の事務職員は、「吏員その他の職員」（現行法では長の補助機関である職員）には含まれない（同右）。

* 「その他の会計職員」は、分任出納員、現金取扱員及び物品取扱員とすることが適当である（同右）。

* 教育委員会等の事務職員を出納員に任命するについては、事務吏員（現行法では長の補助機関である職員）に併任しなければならない（同右）。

* 出納員に、その他の会計事務（有価証券の出納事務、支出負担行為の承認等）を取り扱わせることはさしつかえない（同右）。

* 本条第三項にいう「その他の会計職員は上司の命を受けて」とは、職制上の上司である限り、出納員を含む（同右）。

* 出納員は、「有価証券の出納及び保管」の事務については、本条第四項の規定により委任されない限り、行なうことはできない（同右）。

* 本条第六項にいう「必要な組織」は、長の補助組織の一としてではなく、出納長（収入役）（現行法では会計管理者、独自の組織と考えてよい）（同右）。

【実例】 本条第四項の規定により出納長（現行法

では会計管理者）をしてその事務の一部を出納員又は分任出納員に委任させる場合に、知事において委任すべき事務の範囲を限定することはさしつかえない（昭三四・三・三〇自庁行発五〇）。

* 市役所の支所、出張所等は、指定金融機関から遠隔地にあるため、支所、出張所の出納員をして、将来不特定の小口の支払いに充てさせるため、収入役（現行法では会計管理者）独自の権限で、収入役の保管する現金の一部を保管させることはさしつかえない（昭三九・九・二五自治行一一三）。

* 収入役（現行法では会計管理者）の権限に属する事務を処理させるための組織に市長の権限に属する事務を分掌させる場合は、本項の規則中に含めて規定することが適当である（昭三九・四・二五自治行五一）。

（職員）

第百七十二条 前十一条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。

② 前項の職員は、普通地方公共団体の長がこれを任免する。

③ 第一項の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

④ 第一項の職員に関する任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、職務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に

定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。

（昭二六法二〇三本項全部改正、平一八法五三本項中改正）

※1項「職員の指揮監督」
 本法一五四・一六七
 1、「臨時代理者の暫定効力」
 本法二五二の一
 七の八、2項「長の任命権」
 地公法六六、4項
 「この法律の定」（給料及び旅費）
 本法二〇
 四（退職年金又は退職一時金）
 本法二〇五
 （給与等）に対する審査請求及び異議の申立
 本法二〇六、「地方公務員法の定」
 地公法一五
 五（一）、「本項の特例」（教育職員）
 地公法三六・三九

【実例】 町村吏員（現行法では職員）の資格で町村に損害を与えた以上、たとえその職を去つた後でも町村に対し賠償する責を免れることはできない（明二七・一・二八）。

* 地方公営企業の職員定数は、本条第三項の規定により条例で定めるべきである（昭二七・二・二・一自行行一四八）。

* 財産区である事務所の職員は、市長の事務部局に属する職員であり、その定数条例は、財産区の議会が議決すべきでなく、市議会が議決すべきである（昭一九・四・一六）。

* 職員定数条例の制定にあたり、総数何人とする原案を議会が職員団体の業務専従者何人その他の職員何人という形に修正することは違法である（昭三二・九・二五自庁行一五八）。

* 財産区議会の専任の書記は、市町村の職員であり、その定数は、当該職員定数条例中に規定すべきものである（昭三三・二・二・一自行行一八）。

* 本法施行規程第三九条の「吏員」には、地方公務員法の適用を受ける一般職に属する職員は含ま

れない（昭三三・二・二・一自行行一八）。

【実例】 本法施行規程第三九条の「吏員」には、地方公務員法の適用を受ける一般職に属する職員は含ま

れない（昭三三・二・二・一自行行一八）。

れない(昭三三・四・一六自丁行発六六)。

* 市町村長がその補助機関として末端連絡事務を分掌させるため特定の者を任命することは差し支えないが、その設置は条例事項ではない(昭四一・二二・二六自治行一三五)。

* 給与支給の基準としての級別・定数は、定数条例及び給与予算の範囲内で長その他の任命権者が定めることが適当であると解する(昭二八・九・二九自自行発二七八)。

【判例】 被備者のなすべき勤務の内容については、特別の条件がないかぎり、使用者の要求にしたがうべきものである——被備者の意思に反した勤務替命令も一般には、その職業の自由を制限し憲法その他の法令に違反するものとはいえない(昭二四・五・二五大阪高裁)。

* 公務員に単に勤務替を命ずるのは、任用処分でも転任でもなく内輪の事務分配にすぎないからその公務員の同意を要しない(昭二四・一一・三〇大阪高裁)。

第七十三條 削除(平一八法五三)
(専門委員)

① 普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。

② 専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、普通地方公共団体の長がこれを選任する。

③ 専門委員は、普通地方公共団体の長の委託を受け、その権限に属する事務に關し必要な事項を調査する。

④ 専門委員は、非常勤とする。

〔昭二七法三〇六本項新設〕
※3項 長の権限に属する事務(「本法二四八・一

四九、4項「非常勤」(特別職に属する地方公務員) 〓地公法三3項3号、報酬及び費用弁償

〓本法二〇三、専門委員の身分取扱 〓本法附則九・自治程三三〓三五・三八・四一、海区漁業調整委員会及び内水面漁業委員会の専門委員 〓漁業法八四・五・一三三

【実例】 専門委員を置くことは、議会の議決を要しない(昭二二・一一・二六地発乙八七二)。

* 専門委員は、第一三八条の四第三項にいう執行機関の附属機関に該当しない(昭二八・七・一自自行行発一九九)。

* 必要な事項を調査することには、いわゆる調査のみではなくて「諮問に対する答申」なども含まれる(昭二三・二・二六)。

* 議決機関の構成員である議員が、専門委員の職につくことは適当でない(昭二八・七・一自自行行発二〇一)。

* 本条の専門委員は、全くの独任制の補助機関であるから、調査の委託は個々の委員に対し個別に行なうべきである(昭二六・九・二地自行発三〇〇)。

(支庁・地方事務所等の長)
第七十五條 都道府県支庁若しくは地方事務所又は市町村の支所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充て

る。

① 前項に規定する機関の長は、普通地方公共団体の長の定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下の職員を指揮監督する。

〔昭二七法三〇六、平一八法五三本項改正〕
〔昭二三法二六九旧三項繰上、昭二六法二〇三、平

一八法五三本項改正〕

※1項「支庁、地方事務所等」 〓本法一五五、(区)の事務所及び出張所の長 〓本法二二二の二〇三、補助機関である職員 〓本法一六一〓一七二、2項「部下の職員」(任免・定数・身分取扱) 〓本法七二二(「税務権限の委任」) 〓地税法三の二

第四款 議会との関係

(拒否権及び議会の違法・越権の議決等に対する長の処置)
第七十六條 普通地方公共団体の議会における条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定があるものを除く外、その送付を受けた日から十日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。
(昭三三法一七九本項新設、昭三五法一四三、昭三八法九本項改正)

① 前項の規定による議会の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は、確定する。
(昭三三法一七九本項新設、昭三五法一四三本項改正)

② 前項の規定による議決については、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならぬ。
(昭三三法一七九本項新設)

③ 普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反

すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。

（昭三三法一七九旧一項繰下）

⑤ 前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、都道府県知事にあつては総務大臣、市町村長にあつては都道府県知事に對し、当該議決又は選挙があつた日から二十一日以内に、審査を申し立てることができる。

（昭三三法一四七本項全部改正、昭三五法一一三、昭三七法一六一、平一一法一六〇本項中改正）

⑥ 前項の規定による申立てがあつた場合において、総務大臣又は都道府県知事は、審査の結果、議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該議決又は選挙を取り消す旨の裁定をすることができ。

（昭三三法一四七本項新設、昭三五法一一三、昭三七法一六一、平一一法一六〇本項中改正）

⑦ 前項の裁定に不服があるときは、普通地方公共団体の議会又は長は、裁定があつた日から六十日以内に、裁判所に出訴することができる。

（昭三三法一四七本項新設、昭三七法一六一本項中改正）

⑧ 前項の訴えのうち第四項の規定による議会の議決又は選挙の取消しを求めるものは、当該議會被告として提起しなければならない。

（平一六法八四本項新設）

※1項「条例制定改廃の議決」 本法一六・七四
3・九六一項1号「予算の議決」 本法九六一

項2号・二一九、特別の定（収支に関する議決の再議） 本法一七七、4項「議会の選挙」 本法九七一・一八、（会議規則） 本法二二〇、5・6項「審査の申立に対する裁決の期間」 本法二五七、7項「裁判所」 行訴法六・四三・四三
【実例】 第一項の場合において再議後においては再議に付し得ないが、第四項の場合においては執行後でも再議に付しうる（昭三三・九・二二）。

* 本条第一項の再議に付しうる議決は、当該議決が効力を生ずることについては、効力はその執行に關して、否決されたものについては、効力又は執行上の問題は生じないので再議の対象にならない（昭二六・一〇・二二地自行発三一九）。

* 越権又は違法の認定は、その客觀的事実がある（昭二八・九・二九自行発二七七）。

* 議会の議決の手續に違法がある場合も、本条第四項の規定により再議に付しうる（昭二四・四・一八自発四三）。

* 本条第四項の再議について再議に付しうべき時間的余裕がない等特別の事情がない限りは、当該会期中に再議に付すべきである。なお、再議に付すには、時間的余裕がある以上は、審議を続行することができ、余裕を存して行つべきものと解する（昭二八・九・二九自行発二七七）。

* 議會被告として出訴する場合管轄裁判所は特に規定のない限り、民事訴訟の一般原則に従い、地方裁判所が第一審の管轄裁判所である（昭二二・一一・二九地発乙八五）。

* 本条第五項の規定により、違法な再議決がなされた場合には当該再議決があつた日から二日以内

内に審査請求をすることができ、この期間経過後にあつては長が審査の請求をすることはできないに止まり、当該議決の違法性が治癒されるものではない（昭三三・九・二八自自行発八二）。

* 再議に付しても議会がその審議を延期し議決しなかつた場合は、第一七九条第一項の規定により措置する（昭三三・七自発五三）。

* 本条第一項の規定により再議に付した場合三分の二以上の者の同意が得られなかつたときは、原案が承認されたものとみなすことはできない。なお、第一七九条の専決処分、これをすることができない（昭三三・八・二五自発六九〇）。

* 議会の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、出席議員の三分の二以上の者の同意を得ない限り再議に付された議決は成立しない。従つて、この場合原案が成立するというとはならない（昭三三・九・一七自発八一〇）。

* 議会の議決が、再議に付された議決と異なる議決であるときは、その議決について少なくとも過半数の同意があれば、あらたな議決があつたものである。従つてこの議決に異議あるときは、あらたに再議に付しうる（同右）。

* 議員提出の条例案について修正議決し知事が再議に付した場合、三分の二の同意が得られないときは、再議に付された条例案は、廃案となる（昭三三・九・四）。

* 条例にあつては、異議ある条文のみならず、条例全体を再議に付するが、審議の対象は異議のある部分に限られる（昭三三・一〇・三〇自発九二八、昭三九・四・九）。

* 本法第七四条の規定による直接請求に基づく条例案を議会で可決し長に送付された場合、長において異議があるときは本条第一項の規定による再

議に付することができる(昭四三・一・一〇自治行六)。

* 再議の撤回をすることはできないものと解する(昭四三・一・二八自治行一〇三)。

(収入又は支出に関する議決に対する長の処置)

第七十七条 普通地方公共団体の議会の議決が、収入又は支出に関し執行することができないものがあると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。

② 議会において左に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入についても、また、前項と同様とする。

一 法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政庁の職権により命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費

二 非常の災害による応急若しくは復旧の施設のために必要な経費又は感染症予防のために必要な経費

(平一〇法二一四本項中改正)

③ 前項第一号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その経費及びこれに伴う収入を予算に計上してその経費を支出することができる。

④ 第二項第二号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決

を不信任の議決とみなすことができる。

* 1項「取支」に関する議決(本法九六・二二)

一・地稅支三等、2項1号「法令により負担する経費」(河川費用) 〓河川法五九・六〇・六三・(道路費用) 〓道路法四九・五〇・(水防費用)

〓水防法四二・四三・生活保護費 〓生保法七〇・七一・七三・子供接納費 〓予接法二一・二二、或該行政庁の命ずる経費(道路法担金)

〓道路法五二・国営土地改良事業の負担金) 〓土改法九〇・一・五等、(義務に属する経費) 〓本法九六・一・項13号等、2号「非常災害応急復旧の経費」(火災時の土地使用等の補償) 〓消防法二九

四・(水防のための土地使用等の補償) 〓水防法二八・二・災害救助費 〓災害法三三・三五、(感染症予防のための経費) 〓感予法五七・五九、4

項「不信任の議決」 〓本法一七八

【実例】 本条第二項の規定に基づいて再議に付するものは、当該予算案全体であるが、再議の対象となるのは減額された義務費及びこれに伴う収入である(昭二七・二・八)。

* 給与が義務費となるのは、現に吏員(現行法では職員)としての身分を取得している者に対する給与に限る(昭二三・九・一五自治七八三)。

* 職員に対し超過勤務手当を現実に支払う義務が生じている場合は義務費であるが、そうでない場合は、その費用は直ちに義務費に該当するといえないから、議会が修正することはできずかつかえない。現実に支払義務が生じ予算に不足が見込まれたならば追加予算によつて措置すべきであろう(昭二四・八・二五地自烏五)。

* 退職金が義務費になるときは、任命権者が退職受を取り入れたときである(昭二七・二・八地自乙発六二)。

* 取支執行不能の議決を再議に付し、なお改めない場合の救済方法はない。議決、執行の両機關の自主的解決にまつ外はない(昭三三・四・一〇)。

* 第七七条第四項の長には、第五二条及び第二四七条第一項(現行法では第五二条の一七の八第一項)の規定による職務執行者を含む(第一七八条第一項の長にはこれを含まない)(昭二二・三・六一自治三九七)。

* 本条第四項の規定により不信任議決とみなす場合は、その議決がなお議員数の三分の二以上の出席をその四分の三以上の者の同意により決せられることを要件としない(同右)。

* 本条第一項の再議に付したことの議決は、単純議決である(昭二六・二・一〇)地自行発三二六)。

* 地方事務所が失火等により焼失した場合、これを再現しあるいは他の建物に移転するに要する経費は、第一七七条第二号の経費に該当しない(昭二九・五・一一自治行発五九)。

* 第一七六条第一項の規定は、否決された議決については適用するとはできないが、本条第二項及び第三項の規定は、義務費等特殊の経費に関する特別規定であつて、否決は経費の削除と解すべく、この場合は再議に付しうる(昭三〇・三・一九自治行發四九)。

* 本条第二項に掲げる経費を主とする当初予算案及び関連議案が否決されたときは、予算案については本条第二項の規定により再議に、予算に関連するその他の議案は新議案として提出すべきものである(昭三〇・三・一九自治行發五〇)。

【判例】 非常の災害」とは、震災、水害およびこれに準ずる災害を指称するものと解するを相当とすることから、通常程度の降雪により惹起された

認められる貯水槽等の破損復旧のためにする経費は、右法条所定の経費に該当するということではできない(昭三三・二・二七青森地裁)。

(長の不信任議決と長の処置)

第七十八條 普通地方公共団体の議会において、当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をしたときは、直ちに議長からその旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならぬ。この場合においては、普通地方公共団体の長は、その通知を受けた日から十日以内に議会を解散することができる。

(昭三五法一四三本項改正)

② 議会において当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をした場合において、前項の期間内に議会を解散しないとき、又はその解散後初めて招集された議会において再び不信任の議決があり、議長から当該普通地方公共団体の長に対しその旨の通知があつたときは、普通地方公共団体の長は、同項の期間が経過した日又は議長から通知があつた日においてその職を失う。

(昭二五法一四三本項全部改正)

③ 前二項の規定による不信任の議決については、議員数の三分の二以上の者が出席し、第一項の場合においてはその四分の三以上の者の、前項の場合においてはその過半数の者の同意がなければならない。

(昭二五法一四三本項全部改正)

※「不信任の議決とみなされる場合」 本法一七七
4、「長の退職」 本法一四五、「本条以外の議会の解散」 本法七六・七八

【実例】 法律に規定された要件をみたしている限

り、いかなる理由によるものであつてもその不信任議決はすべて有効である(昭二一・二二・二七地発乙六四一)。

* 不信任議決の定足数については、第一二三条ただし書の適用はない(昭二六・二二・六)。

* 知事不信任議決のための請求臨時会において、三分の二未満の出席者をもつて開会した場合、不信任議決を議題に供し質疑討論をなしたる(昭二七・一一・二六)。

* 本条第一項の規定にいう「普通地方公共団体の長の不信任の議決」には、普通地方公共団体の長が提案した重要な議案を否決した場合を包含しない(昭二八・三・一四自行発一四)。

* 長が不信任の議決を受けて議会を解散し、その改選後の初議会が開かれるまでの間に長の任期が満了し、その選挙の結果議会を解散した長が再選された場合、議会が改選後の初議会において当該長を再び不信任議決したとしても当該議決は地方自治法第一七八条第一項のあらたな不信任議決であり、同条第二項後段の不信任議決には当らない(昭三八・三・一八)。

* 長が議長から不信任議決の通知を受けたときに既に議員が総辞職しており又は不信任議決の通知を受けた日から一〇日以内に、議員が総辞職したことに、長が議会を解散することができる(昭二五・一一・三〇自行発三〇二)。

* 解散後初めて招集された議会における長の不信任議決は、先ず議長及び副議長を選挙し、議席決定等の後新議長主宰のもとに本条第一項の規定により長の不信任を議決し、その旨長に通知すればよい。なお長に対する再度の不信任議決は、当該会期中であればいつでも行なう(昭二七・一

二・二二自行発五六)。

* 解散後初めて招集された議会において不信任議決があり、その議決について第一七六条第四項の規定による再議に付した際の議会の議決についても、解散後初めての議会の議決とみなし、本条第三項後段の規定が適用される(昭二八・四・一三自行発九三)。

* 不信任議決の通知の撤回及び議決による不信任の撤回は、いずれもできない(昭二九・四・九)。

* 長の不信任議決後一〇日を過ぎる前に不信任議決をした議員の任期が終るときは、長は解散を行なうことを要せず、また一〇日を過ぎても長は失職しない(昭三〇・四・一一)。

* 議員の任期満了による選挙が行なわれた後議員の任期満了前一〇日以内に、議会が本条第一項の不信任議決を行なつた場合、任期満了による選挙において選挙された議員が構成する議会においてされた不信任議決は、本条第一項のあらたな不信任議決で、本条第二項後段に該当しない(昭三三・八・二二)。

* 解散後初めて招集された議会において不信任議決をなす二回目以降の議会で不信任議決した場合、あらたなる不信任議決である(昭二二・三・六)。

* 長の職務代理(執行)者には、議会の解散権はない(昭三三・六・一六)。

* 議会解散は、文書であるのが適当であり、文書が到達すればは理しなくても効力を生ずる(昭二三・九・一四)。

* 長が当該地方公共団体の議会を解散することができるのは、第一七八条及び第一七七条第四項の場合だけに限られる(昭二八・九・二九自行発二七八)。